

第十三回国会 衆議院 農林委員會 議録 第三十七号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 坂本 實君

千賀 康治君 中馬 辰猪君

原田 雪松君 吉川 久衛君

高倉 定助君 石井 繁丸君

竹村奈良一君 足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長) 中村辰五郎君

通商産業事務官 松任谷健太郎君

(通商化学局長) 藤巻 吉生君

委員外の出席者

農林事務官(食糧庁総務部長) 藤巻 吉生君

経済安定事務官(産業局長) 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

専門員 藤巻 吉生君

第一類第九号 農林委員會議録第三十七号 昭和二十七年五月二十二日

願(上林山榮吉君紹介)(第二九九二号)

農林道開設並びに土地改良事業費国庫補助増額の請願(西村久之君紹介)(第二九九三号)

の審査を本委員会に付託された。同月十七日

農業委員会運営に要する経費の国庫負担金増額に関する陳情書(今治市議会議長矢野米一)(第一八六一号)

畜米業振興に関する陳情書(鹿兒島県議会議長米山恒治)(第一八六二号)

有畜農家創設維持に関する陳情書(鹿兒島県議会議長米山恒治)(第一八六三号)

有畜農業振興に関する陳情書(三重県議会議長浜田正平)(第一八六四号)

森林の虫害駆除に関する陳情書(北海道狩野郡豊平町森林愛護組合連合会会長小須田潤治)(第一八六五号)

地方競馬の民営移管実現に関する陳情書(山口県畜産施設農業協同組合連合会会長井上之文)(第一八六六号)

公営競馬の民営移管反対に関する陳情書(群馬県議会議長金子金八)(第一八六七号)

競馬民営法案に関する陳情書(東京都港区赤坂青山南町一丁目三十三番地安田伊左衛門外二名)(第一八六八号)

前橋畜林局存置に関する陳情書(群馬県知事伊能芳雄)(第一八六九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出、衆法第四一〇号)

肥料に関する件

臨時石炭鉱害復旧法案に対し通商産業委員会へ修正等の意見申入れの件

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

先般臨時石炭鉱害復旧法案につきまして、通商産業委員会と連合審査をいたしました。農地及び農業用施設の復旧等の問題につきまして、平野三郎君から動議の要求があります。これを許します。平野三郎君。

○平野委員 たいだいま委員長からお話がありましたように、目下通商産業委員会と連合審査中の臨時石炭鉱害復旧法案につきましては、本委員会としても決議をいたしました。連合審査をいたしましたわけでございます。私ほか委員各位から、種々連合審査会におきまして発言をいたしました。提案者たる政府の答弁は、まことに本法の施行によりまして農民の保護をする上におきましては遺憾の点が多々あり、またこれを修正すべきところも相当あるかのように

考えられますので、この際委員諸君の御賛成を得まして、本委員会の決議において通商産業委員会に對しまして、申入れをいたしたいと存じ、ここに動議を提出する次第でございます。すなわち臨時石炭鉱害復旧法案について、農林委員会の通商産業委員会に對する申入案は次の通りでございます。

一、本法により施行する農地および農業用施設の復旧に要する予算は、鉱害が石炭掘採の結果当然生ずるものであり、また、この予算は、鉱業権者の納付金の額によつて左右されるものであるから、通商産業省が、新規項目として別途に要求することとし、実施の際に農林省にこれを移管すべきである。

二、農地及び農業用施設の復旧費等は、相当多額を要する。第五十一条の鉱業権者からの納付金をできる限り引上げなければ、十分な復旧事業が行われなくなる。しかるに、その算定の基礎となる賃貸額は、福岡県の鉱害地の平均が十七、八円であり、今後なお物価は上昇すると考えられるから、賃貸価格に對する倍増を引上げるよう修正されたい。

三、第五十一条の納付金は、鉱害賠償の基準であると解されるおそれがあり、被害農民が今後不利になるので、これとは無関係である旨法文で明記するよう修正されたい。

四、十八以上の被害者が地区を定め、その区域内の被害者の三分の二以上の同意を得て、その区域内の鉱害の復旧工事を行うべきことを、通商産業大臣に申請したとき、通商産業大臣は事業団にその区域の復旧基本計画を樹立することを命じなければならないこととされたい。

五、この法案の施行の結果かえつて乱掘を招くことのないよう通商産業省当局は鉱業権等の許可については鉱業法に基く関係方面との協議を一層慎重を期し、かつ、鉱害防止に万全を期せられたい。

昭和二十七年五月二十二日 衆議院農林委員長 松浦 東介 衆議院通商産業委員長 中村 純一殿

以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切にお願い申し上げます。

○松浦委員長 たいだいまの平野三郎君の発言はお聞き及びの通りでございますが、平野君の発言の通り通商産業委員会に申入れすることに御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なければさよう
に決し、とりはからいます。

○松浦委員長 日程を変更いたしましたし
て、河野謙三君ほか二十三名提出農産
物検査法の一部を改正する法律案の審
査を進めたいと思ひます。

まず本案の趣旨について提出者の説
明を求めます。河野謙三君。

農産物検査法の一部を改正する法
律案

農産物検査法の一部を改正する
法律

農産物検査法（昭和二十六年法律
第四百四十四号）の一部を次のように
改正する。

第二条中「及び甘し、生切干」を
「甘し、生切干、あわ、ひえ、そば、
でん粉、はつか、除虫菊、大麻、亜
麻、ちよ麻、みつまた、こうぞ及び
わら工品」に改める。
第四条中「米麦」を「米麦又は精米」
に改める。
第六条第一項に次の但書を加え
る。

但し、農林物資規格法（昭和二十
五年法律第七十五号）第二条第二
項の日本農林規格が制定されている
農産物については、この限りでな
い。

第七条中「包装及び品位につき、
前条第一項の規格」を「及び包装、
荷造等の条件並びに品位につき、前
条第一項の規定により定められた規
格又は日本農林規格」に改める。
第八条中「包装及び量目」を「包
装、荷造等又は量目について」に改

める。

第十一条中「三百円を、」の下に
「はつかにあつては一纏につき四百
円を、」を、「一包装の下に」又は「一
束」を加える。

第十六条第二項中「包装又は票せ
ん」を「包装、容器又は票せん」に、
同条第三項中「包装」を「包装又は
容器」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して四十日を経過した日から施行
する。

2 農林物資規格法の一部を次のよ
うに改正する。

第十六条第二項中「規格証票」
の下に「（農産物検査法（昭和二十
六年法律第四百四十四号）第十六条
第一項の規定により表示されたも
のを除く。以下同じ。）」を加える。

○河野（謙）委員 農産物検査法の一部
を改正する法律案の提案理由を御説明
申し上げます。

農産物の公正かつ円滑な取引と、そ
の品質の改善とを助長するため、主要
農産物について国営検査を実施するた
め第十国会において農産物検査法が制
定せられましたことは御承知の通りで
ありますが、当時同法の御審議に際し
まして、さらに若干の品目を検査品目
として追加すべきであるとの御意見が
強く述べられましたことにかんがみ、
かつまた同法制定後約一年間の経験に
基きまして慎重に検討いたしました結
果、あわ、ひえ、そば、澱粉等十二品
目を新たに検査品目として追加いたす
ことが必要と考えられるに至つたので
あります。これが農産物検査法の一部

を改正する法律案を提案いたします理
由であります。

次に同法案の骨子につきまして御説
明申し上げます。まづ第一点といたし
ましては、農産物検査法にいう農産物
として、新たにあわ、ひえ、そば、澱
粉、はつか、除虫菊、大麻、亜麻、ち
よ麻、みつまた、こうぞ、わら工品等
十二品目を追加いたす点であります。

これらの追加品目は、従来の品目のう
ち雑穀、いも類等と同じく希望検査と
して、その所有者または占有者の希望
に応じて検査を実施して参るわけであ
ります。第二点といたしましては、追
加品目の検査規格であります。追加
品目の中であわ、ひえ、そば、澱粉を
除く他の品目につきましては、農林物
資規格法に基いて日本農林規格が制定
されているのであります。これらの
品目につきましては、農産物検査法に
基きまして別個に検査規格を制定する
のではなくして、日本農林規格によつ
て検査を行つて参るのであります。

農産物検査法の一部を改正する法律
案の提案理由及び法案の骨子の概略は、
ただいま申し述べた通りでございます
が、何とぞ慎重御審議の上御可決あら
んことを切に希望いたします次第であ
ります。

○松浦委員長 本案に対する質疑は次
会よりこれを行つていただきます。

○松浦委員長 これより農業災害補償
法の一部を改正する法律案、農業災害
補償法臨時特例法案及び農業共済基金
法案の三案を一括議題といたし、審査
を進めます。

○井上（良）委員 この際、本法案につ
きましては一応委員会として質疑が終
了いたしましたけれども、討論採
決等に入ります前に、特にこの審査の
終了にあたりまして、一応政府当局に
一、二点確かめておきたい問題があり
ますので、お許しをいただきたいと思
ひます。

○松浦委員長 お諮りいたします。右
三案につきましては、前会におきまし
て質疑を一応終了いたしましたので、
が、ただいまお聞き及びの通り、井上
良二君より特に発言を求められてお
ります。これを許すことに御異議ござ
いせんか。

○小笠原委員 時間を定めて、前例に
ならぬようにして、委員長のご許可す
ることを希望いたします。

○松浦委員長 条件付で御異議がない
ようでありますから、それではきわめ
て簡潔にお願いいたします。井上良二
君。

○井上（良）委員 ただいまお許しをい
ただきましたのですが、私が特にこの
際政府に確かめておきたいのは、農業
災害補償法の一部を改正する法律案並
びに関係二案は、農業災害の補償の上
に重大な法案であります関係から、本
委員会といたしましては、きわめて慎
重な態度で、あらゆる角度から検討を
加えて参つておることは、政府も御承
知の通りであります。この法案はたし
か四月の十七日に本院に提出されたの
であります。ところがこの法案が本院
に提出されて、非常に問題の内容が重
大であるというところから、委員各位
はそれ／＼必要な資料を集め、また関
係方面ともいろいろ／＼具体的に案の内容
についての検討を加え、審査に必要な
いろいろ／＼な対策を講じておりました

きに、政府は四月二十三日付で、農災
法に基く長期建物共済事業の実施につ
いて、農政局長名をもつて各県知事に
通達を出しております。一体農政局長
が、この建物共済または任意共済とい
うものについて、農業団体間において
も非常に問題があり、また本委員会に
おいても、この問題についてはきわめ
て取扱いを慎重に検討いたしておるの
であり、またこの問題について、かつ
て委員から政府に対して、いかなる態
度をとるかという点について質問が
ありました際に、農林大臣を代理した
野原農林政務次官は、本問題ほきわめ
て取扱いが重要であるので、政府とし
てまだ結論を出すに至つていない。慎
重な態度で結論を出すように検討いた
したい。こういう重大な発言を本委員
会で答弁をされております。しかるに
一局長の名前をもつて全国の各知事
に、建物の長期保険を実施せよという
通達を出すという理由は、一体どこに
根拠を置いておられますか。いかなる手
続によつてかのごときことが許され
ておりますか、これは農業共済組合同
協会とかあるいは農業共済全国協会と
かいう中央的な指導団体が、傘下の団
体に対して、かのごときことは法的
解釈によつてやれるからやれという指
示をいたし、指導をいたし、勸奨をす
ることは自由であります。政府の監
督官庁としての立場におけるあなた
が、かのごとき具体的な通達を出す
という理由は、一体どこにさうい
う根拠を持つておられますか、あなた
を出された後においてさえ、政府責
任当局は、この問題にはまだはつきり
した結論を出すに至つておらないとい
う答弁をしておる。これとの食い違

いを一体あなたはどうお考えになりま
すか、その点を明確に御答弁を願いた
い。

○小倉政府委員 建物の共済につきま
して、第一点から申し上げますが、通
牒を出しましたゆえには、共済事業全
体につきまして指導監督というものが
行政上の責任でございます。現在の法
制のもとでは、少くとも共済組合も建
物共済をやり得ることになっておりま
す。従つて若干の地方ではいろいろの
形で建物の共済が行われておるわけ
であります。ところがそれをそのまま放
置しておくことは、必ずしも望
ましい方向に仕事が進んでいくかどう
かということについては、だれしも安心
するわけには参りませんので、現在の
制度のもとにおいては、やつておる仕
事をよりよく円滑にやるといふ以外に
は、行政当局としては措置をする方法
がないのであります。従いまして、現
在建物共済をやるとすれば、特に最近
長期共済という企画がございます。そ
ういふ企画があり、それによつて実
行に着手している以上は、私どもとし
て望ましい形にそれを運営していただ
きたい、こゝろ趣旨でもつて通牒を
出したのであります。

それから第三に、今回出しました通
牒は、建物共済を積極的にやれ、ない
し建物の長期共済を積極的にやれと申
しますよりは、長期共済となりまする
と相当の資金が共済組合に集まるとい
うこともございますので、私どもとし
ましては、そういうファンドを組合な
り何なりに預けて共済をやるといふこ
とが、現在の共済組合として適當であ
るかどうかということに若干の疑念が
ございます。従いまして、むしろそ

いう長期共済をやらば、金融機関
に金を預けて、その利子を換金にする
といったような趣旨の方がよりよくな
いかということもありまして、そ
ういふ趣旨のこともかねてつたつて、現
在の制度のもとにおける運用に遺憾な
きを期した次第であります。

○井上(夏)委員 時間がありませんか
ら、簡単に要点だけ伺います。そ
ういふ長期建物共済実施に関する通達を
あなた自身がお出しになるにつ
いては、農林政務次官なり農林大臣に了解
を得ておられますか。

○小倉政府委員 これは、現在やつて
おります仕事についてのいわば注意的
な、指導的な通達でございます。こ
れによつてその仕事を強制する、ある
いは地方長官を拘束するということ
はございません。さういふ趣旨の通達
を出しておるわけでありまして、従い
まして、特に大臣、政務次官のあらかじ
めの御命令なりあるいは了承というこ
とは、形式的には得ておらないのであ
ります。

○井上(夏)委員 この問題を私が特に
本委員会の質疑を終了した後に取り上げ
ておりますゆえには、先般も本問題に
関しましては、建物共済についての競
合がある関係から、政府としてもな
かなかの取扱いには苦心をされてお
るようであつて、まだ結論を得ていな
いという御答弁がはつきり本委員会
で政務次官からされております。こ
れは一つの政治問題になつておる。建
物の共済の所管の問題については、い
ずれがこれを担当するが適當であるか
という問題については、一つの政治問
題化して来ておるわけでありまして、
そういう問題になつておるときに、し
かも長期

の建物共済を勧奨するがごとき通牒を
出されるという事は、私はそのこと
自身が、どの団体がそれを担当す
るが適當であるかという点を議論し
ておるのではございません。そ
ういふやり方自身はなほだ
だ適當を欠く、問題を
を一層紛糾させる禍根を残して行く
やないかという点を指摘したいと思
いますし、なおまた農災法による建
物かから見て、長期共済をやるとい
います場合には、どうしても災害の危
険に關する補償のみならず、貯蓄の
意味が大分含まれて参ります。そ
ういふ面からも農業者の本質の面
からいいますと、大分問題の考
え方をかえて行かなければならぬ。
つまり民間火災保険とほとんど同
じ考え方になつておる問題がこ
こに一つ出て来はせぬかと思
いますし、なおまたこのあなたの通
達を見てもおると、農災建物の共
済は風水害の事故を包括して
おると思ふ。風水害による事故も
包括するといふ事と、この危険は
非常に大きいし、かつまた風水
害によつて一体だけ従来農家の被
害があつたかという統計的基礎も
まだはつきりできていない。そ
ういふ統計上もきわめて不確
実な資料であるにかかわらず、
それを対象としてよろしいとい
うような行き方は、農民をして非
常にこの保険に対する危険の疑
いを抱かせる原因をそこにつ
くりはせぬか。そ
ういふいろいろの点から、この
問題が政治問題化して
おるときに、しかも法案が国会に
提出せられた後に、か
くのごとき通達をされるとい
うことは、事務当局と政府とい
うものがこの問題に対して何
ら話し合をしていない。たと
えば、もつと私は具体的に

つと込んでお伺いしますと、事務
当局としては、建物共済は農業
共済にやらずか、こ
の点をばつきりして
ください。この通達
が出ておる以上は、
そ
ういふ意思が明確
に動いておる。そ
ういふお考えで
はつきり御答
弁はして
おられる
仕事です
か。それとも
そ
こまでは考
えてな
しにやつた
仕事です
か。野原次
官は、そ
こまで御
答弁はし
ておられ
ませんから、
その点
は一つの
大きな政
治問題と
して、この
建物共済
に關する
なわ張り
争いとい
うものが
相當熾烈
に行われ
ておるこ
とは、あ
なた自身
がよく御
存じであ
ります。そ
ういふ時
に、一方
的にそ
ういふ指
令を出し
たとき
に、事務
当局とし
ては、そ
の方向を
大體とら
うとする
ことが正
しい、こ
ういふ考
えにな
つてお
るか、そ
の根拠に
立つてこ
れは出た
ものかど
うか。ま
たこの指
令に對し
て、政治
的に野原
次官は一
體どうい
う政治責
任をお持ち
になりま
すか。この
指令をあ
なたは全
然知らな
くてあ
いいう答
弁をされ
たと思
います。な
なたは全
然さうい
うことにつ
いて知ら
ず、この
問題は非
常に困難
な問題で
あるから、
できる
だけ諸般
の情勢を
考慮して
検討する、
こ
う言われ
ておられ
ますから、
それらの
点について
も、十分
お考えの
上で御答
弁願いた
いと思
います。

がつとに
かかると
行くよう
に考へる
のが、行
政当局と
しては、や
むを得な
い措置で
ありまし
て、問題
があるか
ら両方
ともスト
ップする
というよ
うなこと
は、われ
／＼とし
てはでき
ないこと
でございます
ので、も
ちろん制
度の問題
として、
それはど
うにかに
ラインを
引いてど
ういふこ
とにする
か、然
る考へな
ければな
りません
が、やつ
ておる限
り、また
やろうと
する限り
、どの機
関として
も問題
を避けて
、円滑に
行くよう
にするこ
とを、実
はわれ
／＼の責
任でござ
います。問
題をさら
に発展さ
せる――
大きくす
るという
意味では
なくして
、むしろ
やつてお
る仕事に
ついてお
互いに誤
解のない
ようにな
る、ある
いは仕事
自体が円
滑に行
くように
という趣
旨であり
まして、
他意は何
らござい
ません。

○野原政府委員 建物共済をめぐつて
いろいろと微妙な問題がござ
います。こ
とはよく承
知しており
ますが、そ
れに關し
ましては、
協同組合
側の御主
張あるに
はまた共
済組合側
の御主張
を承りま
して十分
検討いた
し、でき
るだけ円
滑な解決
の方法を
とりたい
というよ
うに考
へまして
、目下そ
れ／＼お
話合
いを進め
ておる段
階でござ
います。近
く円滑な
結論が得
られると
いうよう
に考
えてお
ります。い
ずれに
しまし
ても、政
府がこれ
を強制的
に一方的
に押し
つける
というよ
うなこと
ではな
し、双方
が納得の
行くよう
なことで
なければ
ならぬと
思
います。こ
の任意共
済事業は
きわめて
重大な問
題であり
ますので
、われ
／＼とし
ましては
努めて
慎重に考
えてお
る次第で
ございま
す。

○松澤委員 井上君の特別質問はこ

三

の程度にいたします。
それでは三案の取扱いにつきまして、懇談会を開きたいと思ひます。

〔午後二時二十二分懇談会に入る〕
〔午後四時十九分懇談会を終る〕

○松浦委員長 共済関係の三法案の懇談会は終りました。引続き肥料に関する件について調査を進めます。

本委員会といたしましては、すでに肥料に関する小委員会を設けて逐時調査を進めておいたのでありますが、最近政府におきまして、国内価格の安定と輸出問題等について基本の方針が決定したように聞き及んでおります。これよりこれらの点につきまして調査を進めたいと思ひますが、まず先般来の肥料に関する小委員会の経過について小委員長の報告を求めます。河野謙三君。

○河野(謙)委員 肥料に関する小委員会は、その後先週の日曜日に今週の火曜日の二回にわたつて開きました。その審議の概要を御報告申し上げます。

まず小委員会を先週金曜日に開きました場合の、一応の審議の目的といたしましては、新聞紙上その他によりまして、最近肥料が非常に生産が上つてストックがふえて来た、ついでに農林省並びに安本等を中心としたしまして、全購運をして国内の肥料価格安定の方途をいたしまして、ある一定数量を全購運に買わせしめる、かたゞ肥料メーカーに対して金融の道をつづけるという事で、すでに大蔵省とも折衝が進められておるといふようなことを承知いたしましたので、これにつきま

して、この真相について農林省から説明を開いたのであります。同時に全購運の出席も求めまして、これに対する全購運の態度も聞いたのであります。その際に全購運といたしまして、この際肥料メーカーに対する金融の必要もある、これはぜひ政府としてやつてもらふべきである、こういう意見があつたので、この方向につきましては、われわれ小委員会としては、一応政府のつた措置を適当な措置と考えまして、この具体化については、大蔵省の方の金融関係がどうなつておるかという事で、その際に農林省の金融課長に、大蔵省との折衝の経過をたてましたところが、金融課長の話では、まだ大蔵省が完全に同意するところまで行つていない、こういうことであつたのであります。引続き今週の火曜日に大蔵省を呼んで、この問題の促進方をいって当委員会としても大いに力を盡そうという事で、第一回の委員会は閉じたのであります。

しかるに土曜日から火曜日にかけまして、新聞紙上で再三にわたつて、通産省、農林省の肥料輸出問題に対する対立という、きわめて醜態な記事が発表されましたので、突如突火曜日の肥料小委員会は、大蔵省についての金融問題をあつたまわしにいたしました。通産省、農林省の対立の真相につきまして、その間に安本も入られて、真相をこれらの事務当局を呼んで聞きまして、きわめて深刻な農林省と通産省の対立が行われておるといふことがはっきりしたのであります。

その対立の概要を申し上げますと、農林省の案はどこまでも国内の価格の

安定をはかる、その方途として一定数量を全購運をして買わせしめる、そうしてこれを一定期間たな上げする。なおその上で余裕のあるものは輸出をこの際認めよう。具体的な数字を申しますと、農林省の案は全購運に十九万トンのものを買わせしめる、あとの十一万トンのものは国内のストックとしてこれは適当である、合計三十万トンを国内に常に留保しておくという事を前提にして、なお余るものは輸出する。それで農林省はとりあえず輸出可能数量としては、七万トン程度のものは七月まで輸出していいだろう、これが農林省の案であります。通産省の案は、一切農業団体に肥料を買われることは希望しない、余るものは輸出によつて需給を調整して行くべきものである。国内に肥料のたな上げ、また全購運等による金融というものは、通産省としては考えてもいないし、希望もしていません。ということ、ここが根本的にまづの間において、安本はどういうふうな仲載案を持つておるかという、安本には理論的何らの根拠のある仲載案というものが無いので、ただこの間を歩み寄つて、まん中をとつて何とか話をつけようということ、安本が努力しておるといふようなことがわかつたのであります。

その後、小委員会が開かれましたその日の午前の閣議におきまして、聞くところによりますと、閣議では国内の肥料を確保すると同時に、輸出の問題を扱う、この輸出と国内の肥料の確保は、相並行して行くべきものである。その場合具体的に全購運に幾ら買わせるか、また輸出を幾らにすべきかと

いうことにつきまして、今後お互い三省の事務当局の間で十分検討して、これを決定する、こういうふうに関議がなされたのであります。

現在までの小委員会の審議の経過、並びに最近の輸出問題に対する事情はさうになつておりましたので、この際一応審議に先立ちまして、小委員会の報告を申し上げておく次第であります。

○松浦委員長 次に政府側からこの間の経緯並びにその方針等について、政府の説明を求めたいと存じます。野原政務次官。

○野原政務次官 たいいま小委員長の河野さんからお話がありました。ただ通産省との間に深刻な摩擦があるという点だけは、さうなことはありません。その間にいろいろ意見の相違はございまして、目下その調整に努力しておりますが、決してさうな摩擦のなさいことは、ここにはつきり申し上げておきます。

ただ農林省の主張としましては、今申し上げましたように、この際国内における需要量は国内において確保しておき、そうして輸出余力の分を輸出を認めて行くという線、あくまでも行かなければならぬというふうな考えでおるのであります。当然、協同組合に對する大体十九万トンについての融資をいたして買上げをするというふうな措置を必要とするわけでありまして、これもいろいろ折衝しておりますので、近く円満に農林省の主張通り話が進むものと確信をしておりますが、ただいつまでも話がきまらぬと、通産省側がせつかく心配しておられる輸出

の方も、勢いきまらぬことになりまので、双方があまり結果が芳ばしくないのであります。従つてなるべく早い機会に、両者円満に話し合ひがつくという結論を私は期待しておるわけでありまして、幸い最近の生産事情も順調でございまして、従つてある程度のストックも出て参ります。メーカーはさうな点では、少しあせつておるものも出ておるといふふうなことで、価格の問題等も、漸次われわれが予想したよりも順調になつておるといふ点で、肥料の問題は最近非常に前途が明るくなつて参りました。この際この機会に、少くも三十万程度は確保しておきたい、そうして余力のあるものについては、輸出に對してもこれを承認するにやぶさかではないという方針を堅持しておるわけでありまして、

○足鹿委員 今いろいろ経過をお伺いしたのであります。元來今回十九万トンを全購運が政府融資を受けて一応買いつけるということは、先般の肥料小委員会においても、全購運当局にも来てもらひまして、いろいろその目的について質問もし、意見の交換もしたのであります。政府のこれに對して協力をして行かれるという意図は、どこまでも私は農民のための措置でなければならぬと思つておりました。今聞いておきますと、全購運にも融資する、メーカー筋にも融資をする、こういうことになりまして、世間が考へておつたように、これは値下りに対すること入れである、農村ではこういう非難が非常にあります。今政務次官のお話を聞いておると、事実上こ

のことも、勢いきまらぬことになりまので、双方があまり結果が芳ばしくないのであります。従つてなるべく早い機会に、両者円満に話し合ひがつくという結論を私は期待しておるわけでありまして、幸い最近の生産事情も順調でございまして、従つてある程度のストックも出て参ります。メーカーはさうな点では、少しあせつておるものも出ておるといふふうなことで、価格の問題等も、漸次われわれが予想したよりも順調になつておるといふ点で、肥料の問題は最近非常に前途が明るくなつて参りました。この際この機会に、少くも三十万程度は確保しておきたい、そうして余力のあるものについては、輸出に對してもこれを承認するにやぶさかではないという方針を堅持しておるわけでありまして、

○足鹿委員 今いろいろ経過をお伺いしたのであります。元來今回十九万トンを全購運が政府融資を受けて一応買いつけるということは、先般の肥料小委員会においても、全購運当局にも来てもらひまして、いろいろその目的について質問もし、意見の交換もしたのであります。政府のこれに對して協力をして行かれるという意図は、どこまでも私は農民のための措置でなければならぬと思つておりました。今聞いておきますと、全購運にも融資する、メーカー筋にも融資をする、こういうことになりまして、世間が考へておつたように、これは値下りに対すること入れである、農村ではこういう非難が非常にあります。今政務次官のお話を聞いておると、事実上こ

れを裏書きした結果になると思ふのであります。これではたして農林政務次官は、農民のためとしての円滑な安結だといふお考えでありますか。今のお話を聞いておられますか。今のお話を聞いておられますか。今のお話を聞いておられますか。

農林省の立場は、農民の立場をお考えになるのが中心であるべきはずでありまして、そういう点については私も非常に遺憾に思っています。その点についても少し政務次官の所信をお伺いしたい。

いま一つは、大体今度の九百三十円という全購が処理しようとする価格の根拠についてであります。その点については、どういふところから九百三十円というのが出ておられますか。

元来申しますと、麦も今回は統制が撤廃になる方向に向つておられますが、事實上においては、一つの支持価格が示されておる結果になり、米においても、なお統制は存続されておつて、政府がこれを決定しておるのである。従つて農業生産資材の王座を占めておる肥料の価格については、当然米価なり麦価と見合つた価格が決定されることを農民は考へておると思ふし、またそうではなければならぬと思ふ。そういう見地から、この九百三十円というの、

一体どこにその基準を置いて定められたのでありますか。通産省と円滑に話

合いがつくとするやうなことを非常におつしやつておられますが、私も、円滑に話がつかなかつたついでには、農民の立場から、もつと強くぶつかつていただかなければ、円滑に事を運ぶ立場から農民が犠牲になつてはたまらない、この一念から私は申し上げるのであります。この二点をお伺いしたいと思います。

○野原政府委員 農林省として主眼は、常に農民の立場というのを主眼にいたしまして、すべての行政をやつておられます。肥料に対しては、通産省における輸出等の問題につきましても、常に問題となり、われ／＼と相当意見の対立、あるいは相違を来して、今日御審議を願つておられるように、この輸出というふうな問題になります。なか／＼簡単にきまらぬといふこと自体が、われ／＼が農民の立場に立つて、努力をしておるということ

の裏書きでもおろうと思ひますので、議論にわたりますから、この辺にしておきますが、われ／＼は決して農民の立場を無視するやうなことは、絶対に考へていないつもりでございます。

また肥料の値段につきまして、九百三十円というのは、どういふところから来たかといふのでありますが、これはメーカ一側と全購通例との間に、さうな話合ひのあることも何つておられます。われ／＼としまして、別に九百三十円をよろしいというやうなことでは今のところございません。これはできるだけ安くという政府の方針でありまして、農民団体であるところの協同組合と、肥料のメーカ一とが話し合つておる値が、九百三十円といふやうな話であることは承

知しておるわけです。**○足置委員** それはその通りでありまして、九百三十円というの、メーカ一と全購との間に商談として進められおつておることも事実でありまして、しかしまたその裏づけとして、政府融資なりい／＼な融資対策が、政府助成にこれ認められながら進められておるといふことも事実でありまして、さういふことも事実である。これは次官が言われるように、ただ単にメーカ一と全購との商談である、一概にさう簡単に私はいふ切れないと思ふ。これは当然さういふ施策が行われるといふことは、ただ単に現在の肥料の値下り期におけるさういふ対策が行われることのみならず、むしろ値上るときに強力な措置が講じられるといふことをあわせて考へて、この問題は取上げるべき筋合いのものでありまして、さういふ見地から申しますならば、当然国がこの対策をとつて行かなければならぬ性質のものであります。それをただ単に全購とメーカ一の話し合ひのものであるから、九百三十円の一つの価格といふものについては、政府は関知しないといふやうな考へ方自体が、私は了解に苦しむものであります。さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、

私には了解に苦しむものであります。さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、

さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、

さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、

さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、さういふ点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。さういふやうな考へ方自体が、

○野原政府委員 今回の措置は、現在における肥料の事情、現在高あるいは生産の状況その他供給事情等を考へて、臨時な措置として最も必要な措置であらうといふふうに考へまして、この措置に出ようとしておるのであります。これを恒久的なものとして考へておるかどうかという点につきましては、別個に十分研究いたしまして進めたいといふふうに考へております。

○足置委員 私はいつかの農林委員会でも申し上げたのでありますが、現在の肥料の配給の実態というのを見ておりますと、末端においては、御存じのように農協と肥料商との配給の実態というものが七、三ないし八、二といふやうな大体の実績が出ておる。これは末端の農民に接触しておる実績であります。ところがこれが果敢階、国の段階に入つて参りますと五対五と言われれております。そこに非常に現在全購の市場統制力の面に私は大きな欠陥があると思ふ。その市場統制力がある程度農民のための市場統制力を考へて行く場合には、少くとも末端の肥料の配給実績に、中央の系統機関においてもこれにマッチする配給の実績が生れ

て来ない限り、ほんとうに正しい肥料の適正価格というものを生み出して行く操作が、私はできないと思ふ。さういふ面から、今度の十九万トンという全購がメーカ一との間に話を進めた数量はきわめて少いものではあります。少くとも将来の方向を出す芽生えと申しますか、さういつた点に私もは、現在実際上においては肥料値下りのために入ればないかと疑わざるを得ないやうな問題でも、ある程度将来の農村のためを考へるならば、一応これは考へなければならぬことではないかと思つておる。さういつた面から私どもとしては、今度の措置というものに対して大きな期待は抱けないが、将来に望みを託して、この問題に対しては希望を託しているわけなんです。ところが事実においては、肥料メーカ一の方にも輸出問題とからんで融資はして行く、さうしてことごとく閣議で決定したことが両省間の事務当局の反響でこれがこわれて行く、さうして第三者的な安本が調停に出ているといふやうな支離滅裂な肥料政策というものは、どうしても承ができません。一体政府は、肥料政策というものの根本をどこに立てておいでになるのでありますか、さうしてまた、今後この肥料政策の根幹をどこに求めて運用をして行かれますか、さうしてまた、今後研究をしよらうとおつしやいますか、もう研究の時代ではない。実際において農村は一億千円近い融資を使つて、どこに農業採算が立つ見込みがありますか。おそれくこの問題に對しましては、農村をお歩きになりましたならば、もう非難はさういふやうな事象が起きておるにも

かかわらず、今後研究いたしますと
うことでは、おそらく農民はがつかり
するでありましょう。そういう点に
ついて、政務次官の個人の御構想で
けつこうであります。一体どうい
ふうにして、今回の新しい措置は臨
時対策だとおしよれば、恒久対策の
方向といものは一体どう行くべきで
ありましようか。私は少くとも、い
ゆる今回の措置は、農民の自主的な
一々の系統機関である全購運とい
ものが健全な市場統制力を持つこと
に、初めてメーカーとの間にい
ゆる妥当性のある市場価格といもの
が出来るか。今の状態では、肥料が
統制撤廃されたときの私どもの予
想は、おそらくある程度系統機関に
肥料の配給の権限というものは移
るのであろう。これを予想してお
た。ところが事案においては、中央
においては五対五という比率にな
つてしまひました。全購運の市場統
制力といものは、何ら今のところ大
きな力を發揮することができない。戦
前において大陸確保を内地へ持つて
来て、そうして内地に対して大きな
力をかした全購運の当時の状態に
比しては、似ても似つかない状態
なのであります。そういう点におい
て、私はあえてある一農協同組合
をことさらに支持して行くという考
え方ではなしに、健全な肥料の価格
政策を、しかも現在の政府が考
へておられるような自由経済の中
に於いて行こうとする。ある程度農
民の自主的な機関に市場統制力
なり、メーカーの独占価格のさ
ぼりほらいであつて、何ら農民と
しては、これに対して関與する
ことができない

ない事態が起きて来ると思
います。現に私は地方へ帰つてみま
しても、またたとえば関西の農村も
二、三旅行して見ましたが、事
実において農協方面から肥料を買
わない。値下りがあるとい
うことになりまして、メーカーは
ますます単協なりその他の方面を
通じて結んで肥料を流してお
ります。そうして系統機関は中央と
の連絡や、出先との連絡等のため
に在る日を送つて、事実上にお
いては逆にメーカーを中心とする
ところの肥料商に肥料の配給の
実権が移りつつある実情がある
のであります。一部分から推して
全部を類推しようとは思いませんが、少
くともそういう実情が農村に
あることが事実であります。とす
れば、今回の措置といものは
肥料の配給の権限を私に
移すこととは違つて、肥料の値下
りに対するにこれと入れ代り
して中央で行う間に、地方の農
協組織は漸次危うくなつて
来ている。占資本の手によつて
農協の基礎が危うくなつて
来ている。こういう結果になる
と思つておられる。政府は常に
おつしやる。とであります。農協
の育成強化といふことを言つて
おられる。ただ単に赤字補填の
ための再建整備法をつくられる
のか、あるいは検査を厳重にや
つて役職員の再訓練をやる
こと、あるいは今直面上
おられるような問題にお
いて、政府は、少くとも農林省
の立場から、はつきりとした政
策を打出して進められぬ限り、
農協の育成強化といふことは、
言うべくして空文であると言
われても、政府は弁明の余地
はないと思つておられる。そ
ういふ点においても少
しづつ

かりした御所信をお伺い
したいと思つておられる。非
常に意見がましい。とを申し上
げて恐縮であります。実
際の農村の最近の実情を見
ても、非常に憂えてお
りますので、それと点もし
政務次官に御所見があ
りましたならば、さら
にお伺いしたいと思
います。

〔委員長退席、遠藤委員長代理着席〕
○野原政府委員 足尾委員の非常
に御熱心な御意見に対しまして、同感
の面も非常に多いのであります。言
うまでもないことではあります
が、農林省としましては、できる
だけ良質の肥料を豊富に供給す
るという体制で行かなければなら
ぬ。と考へておられるので、従つて
その面からは、肥料の増産に対
しては、大いに御熱心を持
ち、また従つてこれを外国に輸出
するような場合においても、できる
だけ国内における需給の問題を
乱さないという根本的態度を
とりながら、輸出についてもその
承認を與えるという立場をとつて
おられるのであります。価格の
問題につきましても、当然これは
農業生産の最も大きな問題であ
りますので、できるだけ価格を引
下げるという方向で進め
ておられるわけでありまして、何
しろ御承知のごとく肥料行政は二
元的であります。われわれは従
来から、一つの農業政策の一貫
した方針として、肥料行政はす
べて農林省に一元化せよとい
う強い主張を、私個人としま
しても持っております。農林省
の考え方、この方向、その考
え方、いまだに捨てていない
はずであります。種々なる事情
によりまして、肥料行政は
いまだに一元化されて
いない、実情にありま
すので、その点は必ずしも農
林省の考え方、た
だちにすべからず、
肥料政策が、ただ
にすべからず、今
後なわれわれは
大いに努力を
しなければならぬ
と考へてお
ります。今回の
問題は、ま
つたく農協
における肥料
の配分され
るお
ける状況、農協
のいまだ十分
その機能を
發揮し得ない
実情からいた
して、御指摘
のように半
分程度しか
やつてない、
あとは肥料
商に牛耳ら
れてお
るという
ような
ことを
伺いま
しても、
はなはだ遺憾
に存じます。
われわれ今
回の措置によ
りまして、御
指摘のよう
に、いささ
か疲れ
ている農協
が力を得
て、そうして
協同組合の
育成強化に
役立つ。同
時にまた肥
料問題につ
きましても、
その消費に
おける支
配力と申し
ますが、そ
の力を大に
強めること
にするとい
う点もあ
わせ考へ
て、今回の
措置に出
ようとして
努力をして
おられる
次第なので
あります。

○河野(農)委員 この際
産産省の化学局長に
伺つておきたいのですが、
通産省は国内の肥料の
確保並びに価格の安定
について、現時にお
いては、もちろん農林
省と別個に考へて
おられると思ひま
すが、現在どうい
う方法によつて通
産省として国内の
肥料を確保し、
価格の安定をは
かるか、どうい
う方途をお
持ちになつて
いるか、これを
ひとの伺
いたい。

○中村(農)政府委員 肥料
の問題につきま
しては、昨年秋
の秋生産増強とい
う問題を強く
取上げて、爾
來これが生
産に努力して
参つた次第で
ございま
す。数量並び
に価格の安定
は、基本は、
生産の安定
と申します
か、これに重
点があると思
はれてお
る。最近の
生産状況を見
ますと、昨年
の秋計画に
達せられ
た。生産計画
はきつ
つて、本肥料
年度は計画
通り達成
せられる見
込みでござ
います。この
ような状況
下におき
まして、国内
の消費の状況
、生産の状況
と合せて、
最近の国内
需貨も相当
大きなものに
相なつて
おります。通
産省が昨
年の秋、東
南ア
経済開発
との関連を
も
ちまして、
この際輸出
の増強を
いたしたい
、こ
うい
う面
で輸出の
計画を
進め
て今日
に参つ
てお
ります。
今日の
東南
アの諸
地域の
状況を見
ますと、
相
当買付
の希望も
ありま
すし、
また同
時に、こ
れらの
諸地域
におけ
る施肥
期でも
ございま
すので、
この際
日本か
らの肥料
の輸出に
ついて、
市場の
確保とい
う点を
十分考慮
しなければ
ならぬ
、こ
うい
う意味
合いにお
きま
して、こ
際できる
だけの輸
出をいた
したい。
このよ
うな一
面、化学
肥料の輸
出の市場
をできる
だけ確保
するとい
うことは、
今日の
化学工業
の基礎を
安定なら
しむる
とい
うこと
も考へ
られま
すので、
このよ
うな意
味合い
におき
まして、
国内の
肥料の
需給の
安定と
同時に
価格の
安定とい
うもの
を期待
し得る
ものでは
な
か
ら
うか
と考へ
てい
るので
あり
ま
す。通
産省と
いたしま
しては、
この際、
こ
うい
つた
生産
の増強
とい
うこと
、並
びに輸
出市場
を確保
して
将来の
化学工
業の基
礎を確
立する
、こ
うい
つた
よ
うな
線にお
きま
して、
肥料工
業の実
力を高
めま
して、
国内
には安
い肥料
を供給
す
る、
そ
うい
つた
よ
うな
政策
をこ
の際
確立
したい
、こ
うい
つた
よ
うな
意
味
合い
に
邁進
いた
して
お
り
ま
す。

○河野(謙)委員 そういふ抽象的のことを私は聞いていない。あなたには化学局長になられて、大分肥料のことはうるさいので勉強されたと思ふ。化学局長になられて一箇月や二箇月なら、きよりの答弁で満足しなすけれども、私はそういうことを聞いていない。あなたの一語一句というものは、全国の農民に非常に大きな影響がある。そこで具体的に、国内の今後の肥料の価格の安定を——長いことは別です。この春肥中でもない。この二、三箇月の国内の肥料の価格を安定させるためには、肥料を確保しなければならぬ。そういうふうにするためにはどういふ方法を持つておられるか。農林省では一つの方法を出しておられる。あなたの方はどういふ方法でこれにこたえられようとするか。どういふ方法を講じて、しかる後に輸出をしよとするのか。私はこれを具体的に伺つてゐる。今肥料をたくさんつくればよいなどというようなことを聞いてゐるんじゃない。具体的に伺いたい。

○中村(廉)政府委員 国内の肥料の価格の状況であります。これは四月以降の生産状況、先般秋以来の価格の状況、輸出に對します計画的な措置というふうな方面から見まして、国内の肥料の価格が高騰することはまず考えられない。本年の二、三月ごろの状況から見れば、むしろ下降の状況になつておられますので、この状況から見まして生産の見通しというものを考えますと、価格に對して特にこの際これが抑制措置と申しますか、そういうふうな手段を具体的にすくるとる必要はないのではなからうかと考えております。

○河野(謙)委員 私の方から具体的に聞きましよう。国内肥料の価格の安定確保の方途として、全購進をして持たしめる、こういうことについてはあなたの方の御意見はどうでございますか。

○中村(廉)政府委員 昨年、肥料の生産並びに価格の問題といたしまして、需給調整というふうな問題が起つたのでございますが、通産省といたしましては、この生産の増強で対処するのがよいということでございます。この方針に従つて今日まで進んで来ておる次第でございます。このような生産増強ということが現に実現せられております。同時に二十七肥料年度におきましても、生産の確保という点においては、電力その他の重要な問題について十分対処して行き得るという状況でございますので、特別に需給調整的な措置は必要ないのではなからうかというふうな現在考えております。

○河野(謙)委員 時間がありませんから簡単に質問しますから、私の伺つてゐることだけを要点だけ答弁してください。あなたは通産大臣から閣議決定の内容を伺つておられますか。

○中村(廉)政府委員 閣議の決定という筋では聞いておりませんが、関係閣僚の話し合いということについてお話があったように聞いておりますが、いわゆる特別な需給措置をとるといふようなことがまじつたようには私承つておりません。政府余剰金の融通による特別措置ということがまじつたというふうには聞いておりません。

○河野(謙)委員 閣議決定か閣僚懇談会か知りませんが、あつて、それについて、私は安本長官から聞いて

おりますが、輸出の問題と相並行して国内の肥料を確保するその手段として、全購進をして一定量を持たしめる、先ほど私は委員長報告にいたしましたように、その場合、数量についてはこれから検討するのだ、こういうふうな聞いておりますが、重大な問題ですから、あらためて通産大臣に聞きますが、あなたは通産大臣からそのように聞いていないとおつしやるのですか。

○中村(廉)政府委員 いわゆる政府資金をどうするといふような問題について話し合いがまじつたというふうには承つておりません。

○河野(謙)委員 輸出の問題と並行して国内の肥料を確保する。これは並行してやる。その国内の肥料の確保については、言わずと知れた全購進をして一定数量を買わしめる。その場合に大蔵省で政府余剰金か何かでめんどうをみよう。こういう線までは閣僚懇談会でまじつた。数量についてはまじらぬ、こう私ははつきり三回にわたつて安本長官から、しかもこの委員会が始まる十分前に安本長官に呼ばれて、会つて、聞いてゐる。通産大臣は大分お年寄りのようだが、まさかもうろくしてあなたに間違えた通告はしてないと思ふが、今あなたのおつしやつたことは、通産大臣は確かにそう言つておりますか。

○中村(廉)政府委員 私が確かめました点は、国家資金の問題、特別融通というふうな措置についての点はまじつておらぬ、いわゆる国内の供給の問題という点については詳しく承つておりません。

○河野(謙)委員 これはきわめて重大な通産省内部における不統一の問題である。あらためて私は通産大臣の出席を求めて伺いたいと思つてますが、しかば化学局長の意見として伺います。あなたは国内肥料の確保の方途として、全購進をして一定量を買わしめて、これに肥料の金融をしてやつて、かた／＼メーカーの肥料の金融をつけてやる、こういうことについての御意見は、今までは反対のようでありましたが、今もつて反対でございますか、これを伺います。

○中村(廉)政府委員 全購進の買上げに對します計画購入と申しますか、これは従来もやつておることを承つております。これが金融的措置の方法という点につきまして、私は今閣僚懇談会の決定の範囲というものについて、明らかな話を大臣から承つておらない、こういう意味でございます。

○通産委員代理 政府委員に御注意申し上げますが、質問にはつきり答えることをやつていただきたいと思つております。

○河野(謙)委員 私は大臣の話は別として、化学局長としては、全購進に肥料を買わして、そうして一定数量を国内の肥料の確保の方法としてたな上げさせる、そうしてかた／＼メーカーに金融措置をするという、この農林省のこの間の閣僚懇談会の案について、あなたは一体どういふふうにお考えになるかというのです。

○中村(廉)政府委員 政府資金の特別融通というふうな裏づけによつて、こゝろいつた需給調整的措置をとらないでもよろしいのじやないかと私は考えております。

○河野(謙)委員 化学局長と話してもしかたがありませんから、私は最後に農林省に伺います。特に政務次官に伺いますが、先ほど政務次官は、現在までの経過において、農林省の主張であつた三十万トンの肥料を国内に確保する、その内訳は十九万トンを全購進に買わしめる、あとの十一万トンは操作に持つ、そうしてしかる後に余剰分を輸出する、こういう従来の農林省の主張は断じて引かない、もしこれについて通産省が妥協して来ないならばメーカーが困るだけである、こういうふうな御意見を先ほど御発表になつたと思つてますが、これについて、かたがたその後の閣僚懇談会においても、数量は別として、農林省のこの線と同じような閣僚懇談会の結論が出たようでありませんが、これについてあらためて私は念押しいたしますが、農林省は断じて今後変更する意思がないということでありませんか、どうですか、これを伺いたいと思つてます。

○農林省委員 農林省の態度は常に変動ありません、この点に關しましては、あくまでも当初の考えを押し通すつもりでございます。

○通産委員 小笠原君。

○小笠原委員 私は簡単に伺うが、どうも今の質疑応答を聞くと、私ははなはだ奇怪にたえない。私は何も農林省に百姓のためのみやつてくれということを注文しない。また通産省に貿易のみに働きかけてくれといふことを、これもまた注文しない。特に局長あたりになると、国家の見地から見て、相当余剰があつたら貿易もよろしかろう、また農林省の方だつて、何も余剰物があるものを輸出することを云々するんじゃないやあるまい。しかるに、ことに、これは私が農林委員をして

後には農林省に伺います。特に政務次官に伺いますが、先ほど政務次官は、現在までの経過において、農林省の主張であつた三十万トンの肥料を国内に確保する、その内訳は十九万トンを全購進に買わしめる、あとの十一万トンは操作に持つ、そうしてしかる後に余剰分を輸出する、こういう従来の農林省の主張は断じて引かない、もしこれについて通産省が妥協して来ないならばメーカーが困るだけである、こういうふうな御意見を先ほど御発表になつたと思つてますが、これについて、かたがたその後の閣僚懇談会においても、数量は別として、農林省のこの線と同じような閣僚懇談会の結論が出たようでありませんが、これについてあらためて私は念押しいたしますが、農林省は断じて今後変更する意思がないということでありませんか、どうですか、これを伺いたいと思つてます。

○農林省委員 農林省の態度は常に変動ありません、この点に關しましては、あくまでも当初の考えを押し通すつもりでございます。

○通産委員 小笠原君。

○小笠原委員 私は簡単に伺うが、どうも今の質疑応答を聞くと、私ははなはだ奇怪にたえない。私は何も農林省に百姓のためのみやつてくれということを注文しない。また通産省に貿易のみに働きかけてくれといふことを、これもまた注文しない。特に局長あたりになると、国家の見地から見て、相当余剰があつたら貿易もよろしかろう、また農林省の方だつて、何も余剰物があるものを輸出することを云々するんじゃないやあるまい。しかるに、ことに、これは私が農林委員をして

時代から、もう三、四年になる問題で、それを通産省というところはなかなかひねくれもので、とてもぼくも手に負えないで来たんだが、一体局長なんかというものは、下の方の課長連中にけつをまくらないで、まくられちゃつて、真判ばかり押しているんじゃないか、ぼくはそう感じてゐる。今河野君との質疑応答を聞いてもそう考えられる。新聞に軋轢があるなんて出されるりくつはない。苦しまぎれに政務次官が、軋轢でない、意見の相違だと言ふけれども、それはどつちがほんとうだかわけがわからない。軋轢というものは火がつくところまで摩擦しなければ軋轢ということではないとぼくは解釈するんだ。役人同士新聞に出るところまで議論をすれば、これは大なる軋轢である。私は興党の方だから役人の攻撃もしたくない、田浦にやつてもらいたいだけども、どうもこの肥料に關する限りあまりにひどい。ことにメーカーなどというものは、農林委員会に一回も了解を求めに来たこともなければ、説明に来たこともない、これはふしぎな現象だ。ところが聞くところによれば、何と通産省とメーカーの方に密接な關係があつて、農林委員会なんか顔を出してもむだだ、あんなところへ行くなというので、下の役人どもは横の連絡があるために、さつぱり顔を出さないという。だからわれわれは何のことも聞かない。結局これはあなたが化学工業の基礎確立のためにとか、いいことを言つてゐるが、化学工業の基礎を確立したり、肥料の価格を安くして農民の得にしたりなんてうまいことは、どつちにしたつてできっこないんだ。そこでこれをあまり通産

省ががんばると、どうせ肥料だけは農家は絶対に買わなくてはならぬ。どんな貧乏な家だつて千円や二千円は肥料を買つたに出さなければいけぬ、それだから全国の農民から二千円ずつ集めて肥料製造会社をこしらえて、通産省のお世話にならぬぞとまでけつをまくれれば、これは一番強い。また農林省は今からそこまで準備をし、覚悟しなければ、これはいつまで關係懇談会をやつたつてもきまらぬぞ。だから農林省は農林省で独立して肥料製造にかかつた方がいいんだ。そうすると高からうが安からうが、自分でこしらえるものだから、そんな大きなお世話はいらない。通産省が持つてゐるからこゝなつたらないことになる。それに対してどうだ、通産省は賛成するかしないか、これは化学局長、けんかするよ、農林省にやつてもらつた方がいいと考えないか、それをまずこしらえてみたらいいじゃないか、それからだ。

○中村(農)政府委員 化学肥料工業の経営を農民にやらしたらどうだ、こういうように承ります、今日の化学肥料工業も相当発達して参りまして、国内の需要というものに対する供給力は十分備えておられます。一面国際競争に打ちかつて、これが市場確保というよきな段階に参つておる化学肥料工業でございますので、通産省としては、この化学肥料工業をますます、合理化あるいは近代化したしまして、農村に對します肥料の供給を低廉に、豊富に、しかも良質というよきな方向に指導をして参りたいと思つてゐます。

○小笠原委員 それはよくわかるけれども、化学工業の発達はいが、それとくつつけた摩擦まで一緒にした化学工業をやれば、農民が迷惑だということ。摩擦なくして農民の方にも安い肥料を供給して、それから貿易の方もやつていただくということで、農林省とひつぱり合つて行くならよいけれども、ぼくはさつき言つた通り、三年以来すつたもんだ、すべつたころんだでやつておつても、あなたの方の子分の課長連中と主任が、どうのこうのとなか／＼大したことまで言う。これはもうぼくも参つた、それは河野君みたいな専門家が来て、これで押しつぶされちやつて、りくつばかり言つても實際は負けておる。とてもかなわぬから、何とか解決つける方法にはいかにか今日化学工業が発達したといつても、それは貿易重点主義の方に参つて、農業を顧みないよきな傾向があるから、そこに衝突が起ると思つて、それよりは、農民の方が自給のためにおのれがやることになつて、工場を設置して自分で製造し、自分で自給を求めるといふことになつたら、これはたの罪でもない、早い、そうならば今のメーカー連中も通産省も早く目がさめ、円満なる方法はこれよりほかはないと私は考へておる。あなた方がけんかされた、摩擦されたというより、この問題を農民全体に呼びかけて、千円ずつ出し合つてつばな工場を建てることにあなただが賛成したらどうだ、そうして円満にすればこれくらいいいことはない、全購連がどうのこうの、反対も賛成もそんなことは吹っ飛んでしまふ、解決がつく、こんなよい方法はないと思つて、あなたは御意見をどうのこうの、発達したのどうのという法はないか、そうして大臣まで賛成させて、それは早くきめようじやありませんか。どうだい、それは。

○中村(農)政府委員 たいだいの御意見でございますが、先般申し上げましたように、化学肥料工業の今日の現状からいたしまして、これを基礎にしてさらに合理化あるいは近代化したしまして、先ほど申しましたよきに低廉、豊富、良質という肥料の供給をはかつた方がよろしいと思つておられます。

○吉川委員 どうも化学局長との応答を伺つておりますと、これは今始つたことではない、私の知る限りでも、終戦後歴代の化学局長がみな同じよきなやり方で答弁をされてゐる。はなはだ不徹底なんだ。いや、ある意味において徹底しているかもしれないが、私もからすれば、化学局長は米や麦を召し上らないと見える。われ／＼は米や麦を食べてゐるものでございませうから、少し考へ方が違ふ。そういう方といくら問答をやつてもむだですから、私は動議を出したい。最近日中に通産大臣を呼んでいただいて、責任ある大臣と徹底的にこの問題を解決したいと思つて、それをお諮り願ひたい。

○通産委員代理 吉川君から動議がありました、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○通産委員代理 それでは最も近い機会に通産大臣、安本長官、それから農林大臣を本委員会に来ていただきまして、この問題の徹底的な論議をしたらどうかと思つてゐます。

○平野委員 ちよつと化学局長に一点だけ伺つておきたいのですが、今度の輸出の問題について、農林省と非常な意見が違つてゐるようですが、通産省では、化学局長としては全購連に持たして資金を融通するということにも反対であるということがはつきりいたしました、さらにその上で二十万トンの輸出を主張しておられるようです、その輸出をしても計兩増産が達成されてゐるのであるから、肥料の市価に影響はないというふうにお考へになつてゐるかどうか、その点を伺ひたい。

○中村(農)政府委員 今日生産状況と二十七年度の生産に對します努力といたつことをあわせ考へまして、価格の安定と申しませうか、やはり相当需給の關係も安定いたしましたし価格の安定も期待できる、こつちう／＼に考へておられます。それから關係懇談会かと思つておられます。それのお話の筋で私が申し上げた点ではつきりいたさない点があるかと思つてゐるので、もう一言申し上げておきますが、全購連の買上げの問題に關連しまして、これが資金をどういう方途で出すかというよきな点につきまして、政府資金の余裕金を使うか使わぬかという点につきましては、關係懇談会ではきまらなかつた、こつちう／＼に私感したものでございませうから、先ほど河野委員への答弁にそういう意味でお答へいたしましたのであります。

○平野委員 そういふ抽象的な御答弁をお願いしてゐるわけじゃないに、今度の通産省の御見解の通りに執行した場合において、肥料の市価が現在よりも高くなるということはないのかどうか、その点を伺つてゐるのであります。

○中村(農)政府委員 通産省の本肥料年度におきます輸出数量につきまして、大体二十万トンの輸出を、この際

海外市場も希望いたしておりますので数量を確保いたしたい。同時にこれに引続きまして、輸出をする場合には国内の状況を見まして、機動的にと申しますかそういった方式で、国内の需給の安定ということを前提とした方式でできるだけ取上げまして、その方式でやつて参りますれば、価格の安定ということも期待できるのじやないかと思ひます。

○平野委員 価格の安定というよりな抽象的なことなしに、現在の市価よりも高くなるかならないか。高くないという御見解なにかどうかということ——今安定という言葉がありましたが、安定という御意見がある以上は、肥料価格ほどの程度が妥当だという御意見があるはずなんです、肥料価格は現在幾らであつて、将来幾らが適当であるか、具体的に数字的にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(展)政府委員 非常に具体的な御答弁を申し上げなければならぬかと思ひます。今日、肥料の輸出の状況あるいは国内の最初の二百二十万トン程度の需要というものが、相当大幅に減じている、こういうような状況から行きまして、再生産を可能ならしめるような価格という点から見て、この現実の価格が適当であるかどうかというところは、もう少し慎重に検討しなければならぬかと思ひます。しかしただいま申しましたような生産の状況、今後の輸出ということにつきましては、先ほど言いましたような点で考えておりますので、今日の価格の安定状況を持続することができ、こういうぐあいに考えている次第であります。

○速藤委員代理 ちよつと政府委員に御注意申し上げる。あなたの答弁は一つも質問に答えておられない。もう少しはつきり質問に答えるよう、誠意をもつて御答弁を願ひます。

○平野委員 安定市価を維持するといふあなたの御発言は、現在より価格が上らない、こういうことですかどうか。念のためにひとつ伺つておきます。

○中村(展)政府委員 現在の価格が今後持続するような組織ということは、先般輸出をいたします際に国内のメーカに価格を上げない、また価格につきまして、政府としてその必要があれば、十分勧告その他の処置をとつて進んで行くという考えを持つておりますので、価格の安定を期待しているのではありません。

○平野委員 今のお話では、要するに価格の安定を維持するというわけですから、通産省の意見を強行しても価格の上昇を来さない、こういう御答弁だということふりに了解しておきます。

しかし、もう一点伺つておきたいことは、今あなたのお話の中に、二十万トン輸出してさらに輸出を続けたいというお言葉がありまして、そのときには何らかの国内の操作の方式をとるといふお話がありました、その方式は通産省でどういふふうにお考えになつておられるのか。これを最後に伺つておきます。

○中村(展)政府委員 これは輸出の時期をそらさないというような意味合いで、国内の生産状況あるいは国内の消費の状況で、ある基準というものができますれば、それをもとにいたしまして輸出数量を考へて行くというような

考へてございます。これはもちろん農林、安本と十分打合せなければ、この方式は具体化できないのでありまして、そういった方式が実現できますならば、私は国内の需給並びに価格という見地から行きまして、心配はないのじやなからうかと考へております。

○速藤委員代理 次会は明日午前十時より開会いたすことにいたしました。今日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

第十三回国会 農林委員会 衆議院 録第十五号 中正誤

頁段行 誤 正
一五三第七十五條 第七十四條
ク二三三第三号 第二号

第十三回国会 農林委員会 衆議院 録第二十五号 中正誤

頁段行 誤 正
一五三綜合 綜合

昭和二十七年五月二十九日印刷

昭和二十七年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所